

平成 25 年(2013 年) 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

同法では、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務が規定され、地方公共団体は条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会とその他必要な組織を置くことができると定められました。

米原市では付属機関設置条例により、いじめ問題に関わる施策を総合的、効果的に推進するため「米原市いじめ問題対策連絡協議会」、「米原市いじめ問題調査委員会」、「米原市いじめ問題再調査委員会」を設置しています。なお、各付属機関の組織、運営その他に関する事項については次のとおり規則に定めています。

米原市いじめ問題対策連絡協議会規則（法第 14 条第 1 項）

第 1 条 趣旨
 第 2 条 会長
 第 3 条 会議
 第 4 条 専門委員会
 第 5 条 庶務
 第 6 条 その他

- ・米原市いじめ問題対策連絡協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとします。
- ・協議会に会長を置き、市長をもって充てます。会長は会務を総理し、協議会を代表します。
- ・会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- ・協議会の所掌事務を円滑に推進するため、協議会に教育長を委員長とするいじめ問題専門委員会を置きます。
- ・協議会の庶務は、総務部人権政策課において処理します。

米原市いじめ問題調査委員会規則（法第 14 条第 3 項および第 28 条第 1 項）

第 1 条 趣旨
 第 2 条 委員長
 第 3 条 会議
 第 4 条 専門委員
 第 5 条 調査活動
 第 6 条 守秘義務
 第 7 条 報告書
 第 8 条 庶務
 第 9 条 その他

- ・米原市いじめ問題調査委員会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとします。
- ・調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めます。
- ・委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができます。
- ・専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができます。
- ・委員会は、その所掌事務に係る調査を終えたときは、結果について記載した報告書を教育委員会に提出します。
- ・委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理します。

米原市いじめ問題再調査委員会規則（法第 30 条第 2 項）

第 1 条 趣旨
 第 2 条 委員長
 第 3 条 会議
 第 4 条 庶務
 第 5 条 その他

- ・米原市いじめ問題再調査委員会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとします。
- ・再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めます。
- ・再調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができます。
- ・委員会の庶務は、総務部人権政策課において処理します。

(参考)

再調査を行った場合には、法第 30 条第 3 項の規定により、その結果を議会に報告しなければなりません。